前橋市廣報

第百四十九號

前橋市曲輪町三十五番地
発行所　前橋市役所
編集所　前橋市役所総務部秘書課報道係
印刷所　上毛新聞社出版部

城南村二大字の合併

新しく小島田町、下長磯町

勢多郡城南村小島田、下長磯の二大字を本市に編入する合併式は、十日午前十時から当市と城南村の共同主催で関係者多数参加のもとに地元の永明小学校庭で行われました。これによって、同地区住民九百人の長い間の願望がいよいよ実現したわけです。さる七月七日同地区の住民投票以来、三カ月目のことです。

これによって本市は

▽面積＝従来の一〇五・九平方キロから一〇七・一平方キロと一二万坪の増

▽人口＝従来の一七三、三一八から一七四、二二八人と九〇〇人増

▽世帯数＝従来の三五、七七九世帯から三五、九一六世帯と一三七増となりました。（総務部庶務課）

【写真は合併式であいさつする小島田下長磯区民代表】

大丈夫！だがもう一度右、左

縣下では一日四人が交通事故

秋の交通安全運動

—21日～31日—

道路交通の中心をなしている自動車の数は急激に増加して、日常の生活には非常に利便を感じつつありますが、その反面交通の混雑を来たして交通事故もふえる一方です。本年上半期に県下で発生した事故の数と昨年同期に発生した数と比較すると次のような増加ぶりです。

	上半期31年	下半期32年
発生件数	五一〇件	五九五件
死者数	四六人	五六人
傷者数	五九九人	七二二人

本年は県下で一日平均約四人の死傷者が出ていて、交通事故のおそろしさを物語っています。しかも秋は行楽シーズンと気分的なゆるみが手伝って毎年交通事故が増えています。そのため本年も十月中に全国的な秋の交通安全運動が行われることになっていって群馬県でも警察と交通安全協会等の主催で実施されますが、これらの安全運動はひとり警察や関係機関だけが躍起になっても県民の皆さんの御協力がなければその効果は期待できません。交通事故を防ぐため皆さんに守っていただきたい主な点を次にあげました。明るい正しい交通秩序を作るためこれらの点をよく認識され実行されて安全運動に是非御協力下さるようお願いします。

1、対面交通の励行
2、正しい横断の励行（斜めの横断は危険、必ずまっすぐに。交叉地点を避けてその前後で）
3、学童の通行の保護
4、踏み切りは必ず一旦停止で安全確保の励行
5、自転車は左端を一列進行

救急車がお目見え

通報は一一九番消防署へ

今月一日から市の消防署に写真のような救急自動車を備えました。この救急車には救急法の心得のある署員が配置されておりますので安心して病院へ急送できます。次のような事故が生じたときは、直ちに「一一九番」消防署へ通報して下さい。即刻サイレンを鳴らして白い救急車がとんで行きます。

❶ 火災その他でケガ人ができた場合
❷ 交通事故等でケガ人ができた場合
❸ 学校、工場、運動競技場、興業場等でケガ人や病人ができた場合
❹ 路上でケガ人や急病人のできた場合
❺ 犯罪などのためケガ人のできた場合による傷病者、ただしこの場合は警察官の指図が必要ですから一一〇番（警察署）へ
❻ その他特に救急車を必要とする場合

なお、白い救急車がサイレンを鳴らして走るときは、赤い消防車の場合と同様一般の自動車、通行人等は一時停止して道を譲り危険を避けて下さい。（消防本部）

“損保號” 消防車の寄贈

救急車の活動開始と同じ十月一日日本損害保険協会火災保険会社等の協会から、消防ポンプ自動車一台を本市に寄贈されました。これによって本市の消防力を強化し、損害の防止に協力しようというもので、市では「損保号」と命名し消防署に配属しました。御紹介して感謝の意を表するものです。（消防本部）

〔写真上救急車、下損保号〕

天川墓地、亀泉霊園

使用者にお願い

本市では、天川と亀泉に共同墓地を設け、市民の便に供していますが、これは最初に使用料を徴収するだけで、その後使用者と市との結びつきがないため、使用者不明で無縁同様のものができたり、又墓地の清掃管理にも差支えるようになりました。

そこで今度市では新らしく条例を設け、新らしく墓地を設けられる場合に徴取する使用料のほか、毎年一定の管理料をいただいて使用者と市との結びつきをつけ、市で責任をもって墓地の清掃管理を行うことに致しますが、それに先立ち、まず現在の墓地使用者を明らかにすることになりました。

そこで現在墓地を使用されている方は次によって申し出て下さるとともに市営墓地を使用している方で市外、県外に移転された方を御存知の方は、このことをお伝え下さるようお願いいたします。（八月のお盆に届出られた方は必要ありません）

一、申し出を受ける期間
　十月一日から十一月末日まで
二、申し出る場所
　❶天川墓地の使用者は同墓地内管理事務所
　❷亀泉霊園の使用者は同霊園内管理事務所
三、申し出の際持参するもの
　❶印章
　❷墓地使用券（使用許可の際市から交付されたもの）使用券紛失の場合はその使用の事実を申し出ること

なお市ではこの際墓地内に共同納骨塔を設け、どうしても使用者のわからない無縁のものはこれに納めることに致しますから、墓地の縁故者は必ずお届け下さい。（社会部衛生課）

11月の前橋競輪

11月の前橋競輪は
次の通り開催されます。
第1節　15日　16日　17日
第2節　22日　23日　24日

教育でのばせ子の夢子のつばさ

標語の入選作品決る

さきに募集いたしました教育標語応募作品九十六点につき、市長ほか四十六名により審査の結果、次のとおり入賞が決定しました。

一席　教育でのばせ　子の夢子のつばさ　石川町　木部　長次

二席　教育で生もう　よい子もよい国も　清王寺　小沢　喜三

〃　よい家庭よい先生で　よい子ども　岩神町　関口　さと

三席　親と子のリレーで　つなぐよい社会　細ケ沢町　市川　清

〃　教育は子の才能を開くかぎ　百軒町　徳江　暐

〃　教育の糸で織り出せ　子の晴着　石川町　木部ちよう

佳作　教育にうつせ子の声親の声　石川町　若林酉三郎

〃　教育でのばせ　よいまちよい子ども　岩神町　岡田勝二郎

〃　よい師　よい親　よい環境　岩神町　富田　稔

〃　よい教えよい子　よい国つくるもと　天川町　北爪美智恵

お願いします。（社会部衛生課）

結核検診及び予防接種再實施

市では、ただ今結核健康診断及び予防接種を実施中ですが、まだすんでおらない方のために、次の日割で再実施することになりましたから、検診のすんでおらない方は必ずお受け下さい。

ツ接種 レ撮影日	反応検査 予防接種	場所
10月21日	10月23日	城南小学校
〃	〃	天川小学校
〃22日	〃24日	中央小学校
〃	〃	中川小学校
〃28日	〃30日	城東小学校
〃	〃	若宮小学校
〃29日	〃31日	敷島小学校
〃	〃	岩神小学校

（社会部衛生課）

舊市は21日、新市22、23日

御ほうびに洗濯石けん贈呈

秋のねずみ驅除

秋は一年中で一番ねずみの繁殖するときです。市では秋の大掃除を行う前に全市一齊に次の日割によって、ねずみ退治を行なうことになりました。皆さん御存知と思いますが。ねずみは移動性と繁殖力の強い動物ですから一軒でも協力しない家庭がありますと、なかなか効果的に退治することが出来ません。今年こそ市民一体となって一匹も残らずねずみを退治して明るく衛生的な生活を実現させましょう。

駆除実施日

◆十月二十一日　旧市域

◆十月二十二日　桂萱、芳賀、南橘、下川淵、上川淵各出張所管内

◆十月二十三日　総社、元総社東、清里、永明各出張所管内

なお洗濯石けんの引換日は、旧市域は区長へ十月二十九日まで、新市域は出張所へ十月三十日までに

今月の納税

今月は市民税第三期と国民健康保険税第四期の納期です。どなたもお忘れなく納期内にお納め下さい。」

（税政課、保険課）

畜産共進會入賞者

去る七日、八日の両日、新装なつた元総社町の前橋家畜市場で当市第三回畜産共進会を開催いたしました。出陳は種豚、和牛、種山羊、種緬羊の多数で優秀のものが多く本市の畜産振興と経営改善のため誠によろこばしいことです。県及び関係団体の専門技術者の厳正な審査により、次のとおり入賞が決定しました。

◇種豚の部

▽優等＝藤井米男（下小出町）▽1等＝品川義雄（川端町）、立見宗重（総社町）▽二等＝岡田藤一（青柳町）、町田勝美（江木町）福島清治（天川町）▽三等＝清山完治良（下細井町）以下八氏

◇和牛の部

▽優等＝平田要作（荻窪町）▽一等＝都丸嘉雄（総社町）、田口伊佐雄（荻窪町）▽二等＝金井治平次（元総社町）、川和要吾（後閑町）、八木佐吉（箱田町）、吉沢朝之助（総社町）▽三等＝羽鳥吉太郎（力丸町）以下九氏

◇種山羊の部

▽優等＝金田光治（龍蔵寺町）▽一等＝近藤ゆき子（才川町）、町田豊作（公田町）▽二等＝砂川広水（ヌデ島町）、岡村文雄（総社町）、川和良恵（後閑町）、矢島新三（本町）、▽三等＝瀬下晴二（元総社町）以下八氏

◇種緬羊の部

▽優等＝阿久沢福良（下細井町）

▽一等＝平田要作（荻窪町）、角田山治（下細井町）▽二等＝石田守吉（青柳町）、白井理夫（同）松下喜之助（青梨子町）、阿久沢栄成（下細井町）▽三等＝福野豊吉（小神明町）以下十氏

（経済部農業技術課）

【写真は優等に入賞した和牛】

替費地宅地公賣のお知らせ

石倉土地区画整理地域内の替費地（宅地）を左記により公売いたします。御希望の方はお申込み下さい。なお詳しく市役所の掲示板に告示致しますが、不明の点は計画課（電話六、二五一内線二四三）にお問い合せ下さい。

一、入開札の場所　前橋市役所建設部計画課

一、入札の日時　十月二十五日　午前十時

一、入札保証金　入札金額の百分の十以上

一、代金納付期限　契約と同時に全額納付するものとする

一、替費地の使用　替費地は土地代金の完納後でなければ使用することができない

一、公売する替費地　第二十号　八十六坪四勺

第五十一号　三十六坪七合

農地の賣買や地目變換は許可が必要です

農地の売買や宅地等に変換するにはすべて知事の許可を受けなければなりません。またこの許可には一定の制限があります。例えば田や畑を耕作の目的で売買するには買受ける人が三反歩以上の耕作農家であること、更に買受けた土地が効率的に利用され、農業生産が充分に上げられることなどが必要です。また宅地とすることの許可を受けるには普通の住宅々地の場合、家屋の建坪の約三倍の面積を限度とされる等です。売買や地目変換をしようとする人は先ず事前に市役所内の市農業委員会事務局へ御相談下さい。又各出張所最寄りの農業委員に御問い合せになることも結構です。

次に各申請手続きに必要な書類や条件をあげてみますと原則として

1、農地として所有権を移転しようとする場合（売買、贈与、交換など）

イ土地登記簿の抄本（一通）

ロ譲受人の住民票の抄本（一通）

ハ贈与の場合には

❶譲渡人の戸籍謄本（一通）

❷相続権者全員の同意書（一通）

必要条件

❶三反以上を耕作する農家である事（例外的な救済規定として特別の事案ある場合には新たに譲り受ける土地を合せて三反歩以上になる場合）

❷譲渡人又は譲受人以外の人の耕作している土地でない事

2、地目変換（併せて所有権の移転）をしようとする場合

イ土地登記簿の抄本（一通）

ロ土地のある付近の見取図（二通）

ハ建物の平面図並びに配置図（二通）

ニ隣地の同意書（二通）

ホ譲受人の住民票の抄本（二通）

ヘ法人の場合にあつては

❶新たに土地を必要とする事由を同議した重役会の議事録の謄本（二通）

❷役員名簿（二通）

なお、個々の事情によつて違うので詳しくは直接農業委員会へ御相談下さい。

「注」許可申請の場合は譲渡人、譲受人が揃って自身でおでかけ下さい、申請用紙は委員会に準備してあり委員会の職員が便宜作成してあげます。

申請書を出すと直ぐ工事にかかる人がありますが、知事の許可前に着工することは違法であり、処分されますから特に御注意下さい。

（農業委員会）

海外移住者の募集

現在募集の移住先

▽ブラジル国サンパウロ州コーヒ

1雇用移住者、入植先はシヤンテプレー耕地（五〇家族、常時申込受付）

近く募集すると見られる移住先

1ブラジル国グアマ米作自営開拓移住者四〇家族

2パラグアイ国フラム植民地自営開拓移住者一〇〇家族

3パラグアイ国コーヒ園雇用移住者三八家族

4ボリビア国サンファン地区自営開拓移住者六〇家族

5ドミニカ国ハラバコア地区自営開拓移住者一五家族

6外務省海外実習生二〇名